

# 令和3年度 第1回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：令和4年2月8日（火）

会場：庁議室

## 〔報告事項〕

### (1) 東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の申請期限延長及び交付要綱の一部改正について

#### 【背景及び理由】

東日本大震災被災者住宅再建事業補助金は、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症や木材高騰・原油高騰の影響による工期の遅れや契約に至らない等の相談が被災者から多く寄せられたことを受け、国に対し本事業の財源である震災復興基金の利用期限の延長を要望していたところ、令和5年3月31日までの1年間の延長が承認された。

#### 【目的】

工期の遅れや契約に至らず申請ができなかった再建未了世帯に対し、救済を図るもの。

#### 【主な内容】

##### 1 交付対象者

住まいが津波浸水区域内で被災した半壊以上の者に限定

##### 2 申請期限等

令和4年8月1日までに事前相談することを原則とし、申請期限を令和5年2月28日までとする。ただし、住宅完成後、登記手続き等に時間を要するなど、明確な理由がある場合には、申請期限までに申し出のあったものについては、不足書類の提出期限を令和5年3月24日までとする。

##### 3 その他

令和3年度をもって県交付金の財源措置終了により、津波浸水区域外は交付対象外とする。

#### 【影響・効果】

東日本大震災の被災者が新型コロナウイルス感染症等の影響により、工期の遅れや契約に至らず住宅再建が完了しなかった再建未了世帯に対し、令和3年度終了予定であった本事業の延長により、救済が可能となり、石巻市への定住の促進が図られる。

#### 【市財政への負担】

事業費総額 1, 154, 833千円

(内訳) 補助金 1, 152, 000千円

事務費 2, 833千円 (一般財源)

(財源) 震災復興基金 津波被災住宅再建支援分 (国10/10)

【今後の予定及び施行予定年月日】

- 令和4年2月 市議会第1回定例会に当初予算案について提案  
相談のあった被災者への個別連絡
- 3月 市ホームページ、地元記者クラブへの周知  
市内金融機関及び石巻地元工務店組合等への周知  
事前相談票の受付開始  
石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和4年4月1日)
- 4月 申請受付開始
- 5月 市報により周知、地元新聞への掲載
- 8月 事前相談期限：8月1日まで
- 令和5年2月 申請期限：2月28日まで